

事務連絡
令和7年6月4日

都道府県後期高齢者医療主管部（局）
市町村後期高齢者医療主管課（部）
都道府県後期高齢者医療広域連合事務局

御中

厚生労働省保険局高齢者医療課

後期高齢者医療の制度改正に係るコールセンターの設置について

後期高齢者医療制度の運営につきましては、平素より格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

今般、国において「後期高齢者医療の制度改正に係るコールセンター」を設置いたしますので、以下の内容について御了知いただくよう、よろしくお願い申し上げます。

記

1. 設置趣旨について

全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和3年法律第66号）及び全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和5年法律第31号）等に伴う制度改正の趣旨や改正内容等について、国民の皆様に丁寧に説明し御理解いただくため、被保険者等からの問い合わせに対応するコールセンターを、国において設置するもの。

2. 設置期間等について

【設置期間】

令和7年7月1日（火）～令和8年3月31日（火）※日曜日、祝日、年末年始は除く

【対応時間】

午前9時～午後6時

【電話番号】

0120-117-571（フリーダイヤル）

※ なお、マイナ保険証や資格確認書に係る問い合わせについては、引き続きマイナンバー総合フリーダイヤル(0120-95-0178)にて承ります。